

政令第 号

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

理由

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。